高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の新設工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 25 年３月 15 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路　線　名	工 事 の 区 間	工事の種類	工事一部完了の日
中国横断自動車道尾道松江線	島根県雲南市加茂町	新設工事	平成25年３月16日

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成 25 年阪神高速公告第４号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成25年３月16日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 25 年３月 15 日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和

記

１．記Ⅰ〔１〕４⑭⑥イ中「2012 ＡＵＴＵＭＮ」を「2013 ＳＰＲＩＮＧ」に改め、同イｃ中「平成24年10月20日」を「平成25年３月16日」に、「平成24年11月25日」を「平成25年４月14日」に改める。

特 定 計 量 器 型 式 承 認

日本電気計器検定所公告第 24―15 号

電気計器の型式について、平成25年２月27日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。

平成 25 年２月 27 日

日本電気計器検定所
理事長　脇　　治

型式承認番号	計器の種類	型 の 記 号	製造事業者名	使用回路の相及び線式	定　格　値		
					電　圧（Ｖ）	電　流（Ａ）	周波数（Hz）
第3580―２号	普通電力量計	ＭＳＣＭ―ＲＡＬ	三菱電機株式会社	交流単相３線式	100	60	50，60
第3657―２号	普通電力量計	ＭＳＣＭ―ＲＬ		交流三相３線式	200		
第3611―１号	普通電力量計	Ａ７ＴＡ―Ｒ	大崎電気工業株式会社	交流三相３線式	200	60	50，60

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年３月 15 日

日本放送協会　営業局長　松原　洋一

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

①　放送受信料の契約・収納業務
（東京都　練馬区の一部）一式

②　放送受信料の契約・収納業務
（東京都　町田市）一式

③　放送受信料の契約・収納業務
（埼玉県　さいたま市北区、見沼区の一部、上尾市）一式

④　放送受信料の契約・収納業務
（愛知県　岡崎市）一式

⑤　放送受信料の契約・収納業務
（宮城県　仙台市宮城野区、若林区）一式

⑥　放送受信料の契約・収納業務
（北海道　札幌市中央区の一部、西区の一部）一式

⑵　仕様等　仕様書のとおり

⑶　契約期間
平成25年６月１日から平成28年３月31日までの間。

⑷　履行場所　仕様書のとおり

⑸　入札方法
入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）および総合評価のための事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）を提出すること。入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、対象地区内の各放送局・センターの要求水準を達成するために企画提案した施策を実施するために必要となる設備、人材、機材等について、民間事業者自らの費用負担によりこれを準備することとし、これらの費用および付随する事務費その他一切の諸経費を含めた契約金額を見積もることとし、記載すること。（この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の105分の100に相当する金額を記載すること。）あわせて、経費の積算内訳書を添付すること。

なお、上記１⑴①「東京都練馬区の一部」、②「東京都町田市」、③「埼玉県さいたま市北区、見沼区の一部、上尾市」の３地区のうち、いずれか１つ以上の地区に入札する場合は、「入札参加地区」、「受託希望順位」、「同時受託可能地区数」について、入札説明会で配付する、別途指定の用紙で提出すること。なお、「同時受託可能地区数」については、企画提案書への記載やプレゼンテーションでの表明等を必要に応じて行うこと。ただし、「受託希望順位」については、指定の用紙以外のいずれの提出書類等にも記載しないこと。またプレゼンテーションでの表明も行わないこと。

２　入札に参加する者に必要な資格

⑴　当該契約を締結する能力を有する者（未成年者、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を含む）および、破産者のうち復権を得ている者。

⑵　次のいずれにも該当しない者。ただし、その事実があった後２年を経過している者を除く（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同じ）。

①　ＮＨＫの調査にあたり、虚偽の申告をしたと認められる者

②　入札または見積もりにあたり、談合を行い、ＮＨＫに不利益を及ぼしたと認められる者

③　契約の履行にあたり、故意に役務を乱雑にし、または役務の品質・提供量につき、不正の行為があったと認められる者

④　法令等の違反行為により、刑事上または行政上の処分を受けた者、または法令等違反行為・不正行為・企業倫理に反する行為等により、著しく社会的信用を失墜させている者

⑤　落札者が契約を結ぶこと、または契約者が契約を履行することを妨げた者

⑥　監督または検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

⑦　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

⑧　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者